

オーストラリア議会在炭素税法案を可決 ～来年7月から導入～

オーストラリアの炭素税

- ▶ オーストラリア上院は11月8日、地球温暖化対策として、二酸化炭素(CO₂)の排出量に応じて課税する『炭素価格制度(炭素税)関連法案』を可決した。同法案は5年にわたり議論が続けられてきたが、下院は10月12日に通過しており、ようやく法案可決に至った。
- ▶ 同法案は温室効果ガスの排出量の多い企業約500社(具体名は未発表)を対象に2012年7月から実施される(同国の会計年度は7月スタート)。
- ▶ 初年度の2012年7月～2013年6月まではトン当たり23豪ドルを課税、その後は毎年2.5%ずつ引き上げられ、2015年7月には排出権取引制度(*)に移行させる予定になっている。政府は2020年までに温室効果ガス排出量を2000年比で5%削減する目標を上げている。

(*)『排出権取引』とは温室効果ガスの排出枠を、国や企業の間で売買する取引である。

- ▶ 炭素税が導入されると、税負担が価格に転嫁され、電気料金や航空運賃などの生活コストが値上がりするため、国民からは強い反発が出ている。また産業界からも経済的負担や景気への影響を危惧する声が高まっている。産業界への影響は鉄鋼、鉱山、電力会社や航空会社など広範囲に及ぶことになる。
- ▶ 政府の試算によると、物価上昇率は炭素税導入の初年度に0.7%ポイントの上振れが予想されている。一方で、同法案は、生活コスト上昇の影響を受ける家計への支援措置として減税・補助金が同時に盛り込まれている。
- ▶ 税負担が大きくなると予想される鉄鋼、石炭、電力会社などの産業界にも支援措置として補助金が盛り込まれている。炭素税がGDP(国内総生産)成長率に与えるマイナスの影響は毎年0.1%程度で軽微との見方がなされている。

主な環境税(炭素税含む)導入国

導入年	導入国
1990年	フィンランド
1991年	スウェーデン、ノルウェー
1992年	デンマーク、オランダ
1993年	イギリス
1999年	ドイツ、イタリア
2007年	フランス
2008年	スイス
2010年	アイルランド

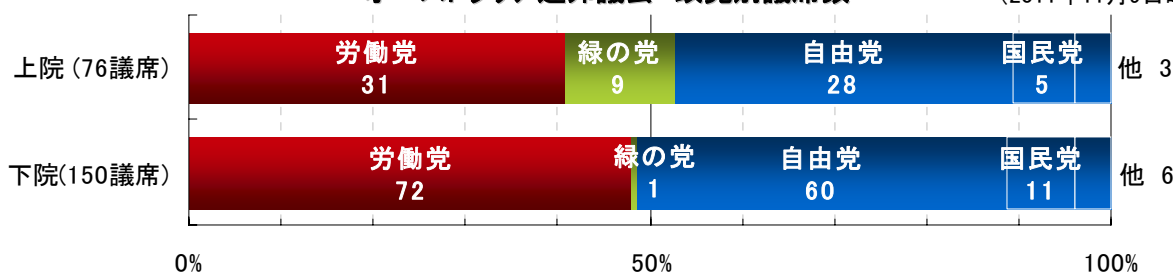
(出所)環境省ホームページより大和投資信託作成

ギラード首相と炭素税

- ▶ 労働党のギラード首相は昨年8月の総選挙前には『任期中には炭素税は導入しない』と公言していた。しかし、労働党だけでは国会での過半数に足りず、国会運営上、炭素税導入を強く主張していた「緑の党」との連立を図るため、炭素税を選択せざるを得ない苦しい立場にあったようだ。

オーストラリア連邦議会 政党別議席数

(2011年11月9日時点)



0% 50% 100%

(出所) PARLIAMENT of AUSTRALIA(オーストラリア連邦議会)ホームページより大和投資信託作成

投資信託の留意点

以下の記載は、金融商品取引法第37条により表示が義務付けられている事項です。お客さまが実際にご購入される個々のファンドに適用される費用やリスクとは内容が異なる場合がありますのでご注意ください。ファンドにかかる費用の項目や料率等は販売会社や個々のファンドによって異なるため、費用の料率は、大和投資信託が運用する一般的なファンドのうち、徴収するそれぞれの費用における最高料率を表示しております。また、特定ファンドの取得をご希望の場合には、当該ファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので必ずご覧いただき、投資に関する最終決定はお客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。

お客さまにご負担いただく費用

ファンドのご購入時や運用期間中には以下の費用がかかります。

直接的にご負担いただく費用

購入時手数料	料率の上限は、 3.15% (税込) です。
換金手数料	料率の上限は、 1.26% (税込) です。
信託財産留保額	料率の上限は、 0.5% です。

保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）	費用の料率の上限は、 年2.121% (税込) です。
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。（その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）

※ 手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ ファンドにより異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 詳細につきましては、「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドのリスクについて

ファンドは値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。また、新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。リスクの要因については、ファンドが投資する有価証券等により異なりますので、お申し込みにあたっては、ファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

〈委託会社〉

商号等 大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 社団法人 投資信託協会
社団法人 日本証券投資顧問業協会

当資料のお取扱いにおけるご注意

- ◆ 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和証券投資信託委託株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ◆ 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。